○農林水産省告示第千七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字太合一一九、一二二、六六八の一、六六八の三、六七三、七五五の一、七五五の二、七五六から七五九まで、七六二、七六六の一、七六七の一から七六七の三まで、七六八の二、八九五、九〇二、九一三から九一五まで、九一六の一、九一六の二、九二一の一、九二一の三、字南張一〇七三、字八幡二六八の一、二六八の二、三七一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町坂州字井堀二八、字甫佐礼二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

○国土交通省告示第千二百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年九月十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16359	プジョー　ＡＢＡ－Ａ75Ｆ01	プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井堀二八・字甫佐礼二一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町西宇字下切一三四一、字フタゴイハ一一五二の一、一一五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年九月二十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16360	トヨタ　ＤＢＡ－ＧＲＸ130	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
16361	トヨタ　ＤＢＡ－ＧＲＸ133	〃	〃
16362	トヨタ　ＤＢＡ－ＧＲＸ135	〃	〃

○国土交通省告示第千二百九十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年九月二十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16363	ニッサン　ＤＢＡ－ＭＬ21Ｓ	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
16364	ニッサン　ＣＢＡ－ＭＬ21Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第千二百九十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16365	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＫ5	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号
16366	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＫ6	〃	〃
16367	ホンダ　ＤＢＡ－ＲＫ7	〃	〃

○国土交通省告示第千二百九十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16368	トヨタ　ＤＡＡ－ＡＺＫ10	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第千二百九十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年十二月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16369	ＢＭＷ　ＡＢＡ－ＫＢ60	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号